

本宮市パブリック・コメント実施要綱

平成19年1月1日

告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続(施策の立案に当たり、あらかじめ案を公表し、広く市民から意見を求め、これを考慮して意思決定を行う手続をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政に対する意見又は提案の機会の確保及び政策決定プロセスへの市民参画を推進し、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 市長その他の執行機関(以下「実施機関」という。)は、基本的な施策に関する計画、指針等の策定若しくは改正又は広く市民に適用される規制(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。以下同じ。)の制定若しくは改廃(以下「計画等の策定」と総称する。)を行おうとするときは、この要綱に従い、パブリック・コメント手続を経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリック・コメント手続を経ることなく、計画等の策定を行うことができる。

(1) 計画等の策定に当たって、意見聴取の手続が法令により定められている場合

(2) この要綱に定める手続に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)において策定した報告、答申等に基づき、実施機関が計画等の策定を行おうとする場合

(3) 計画等の策定に当たって、実施機関が特に緊急性を要すると認める場合

(4) 実施機関が軽微な変更と認める場合

(5) 計画等の策定に当たって、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合

3 実施機関が第1項に定める計画等又は規制以外のものを対象としてパブリック・コメント手続を行うときは、この要綱に準じた方法で行うものとする。

(案及び資料の公表)

第3条 実施機関は、計画等の策定を行おうとするときは、あらかじめ、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、市民の理解に資するため、併せて次の資料又はその概要を公表するよう努めるものとする。

(1) 当該計画等の案を作成した趣旨及び目的

(2) 当該計画等の案を附属機関等における審議に付した場合にあっては、答申等の概要

(3) その他関連する資料

- 3 実施機関は、計画等の案及び前項の資料又はその概要を担当課及び実施機関が必要と認める施設で配布するとともに、市のホームページへの掲載その他実施機関が必要と認める方法により公表するものとする。
- 4 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、広報紙その他の方法により市民への周知を図るものとする。

(意見の提出)

- 第4条 実施機関は、市民が計画等の案について意見を提出するために必要な時間等を勘案して、意見の提出期間を定め、当該計画等の案を公表する際に明示するものとする。
- 2 前項の提出期間は、おおむね20日以上とする。
 - 3 意見書には、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとする。
 - 4 意見書の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。

(個人情報の保護)

- 第5条 実施機関は、収集した個人情報について本宮市個人情報保護条例(平成19年本宮市条例第13号)に従って適切に取り扱うものとする。

(実施機関の考え方の公表等)

- 第6条 実施機関は、第4条の規定により提出された意見に対する市の考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表するものとする。
- 2 第3条第3項の規定は、前項の規定により市の考え方を公表する場合について準用する。

(計画等の策定)

- 第7条 実施機関は、第4条の規定により提出された意見を考慮して、計画等を策定するものとする。

(実施状況の公表)

- 第8条 市長は、必要に応じパブリック・コメント手続の実施状況(第2条第2項の規定に基づきパブリック・コメント手続を実施せずに策定した計画等の状況を含む。)を取りまとめ、これを公表するものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成20年7月18日告示第98号)

この要綱は、公布の日から施行する。